（削る）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第十七条　平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の四第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の四第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の四第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額	
法附則第十四条の三第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	